

事務連絡

令和7年7月31日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課

令和7年度スマートウェルネス住宅等推進事業に係る補助事業  
(居住サポート住宅改修事業)の募集開始について

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

国土交通省では、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）」により創設された、居住サポート住宅の認定制度の普及を図るため、既存住宅等を改修して居住サポート住宅とする民間事業者の取組について支援を行うこととしております。

今般、国直接の補助である、スマートウェルネス住宅等推進事業における「居住サポート住宅改修事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業）」について、令和7年7月31日より、募集を開始いたします。

つきましては、本事業が積極的に活用されますよう、貴管内の地方公共団体や、居住支援法人等の民間事業者、居住支援協議会等に対しまして、ご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、居住支援協議会に対しては、下記3. のとおり本事業の運用にあたっての連絡事項がございますので、あわせてご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業概要

既存住宅等を改修して居住サポート住宅とする民間事業者の取組を支援します（詳細は別添参照）。

2. 応募方法

- ・ 応募期間：令和7年7月31日（木）～令和7年12月12日（金）17時
- ・ 応募締切りまでに、以下の事務局へ申請書を電子メールにて提出してください。上記にかかわらず補助金申請額が予算上限に達し次第、受付を終了します。
- ・ 応募要件等の詳細については、交付申請要領をご覧ください。交付申請要領・様式等は、次の URL から入手または電子メールにてお問い合わせください。

【事務局】住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業交付事務局

URL：<https://www.how.or.jp/koufu/support.html> Email：[snj@how.or.jp](mailto:snj@how.or.jp)

※居住サポート住宅制度は、令和7年10月1日より開始する制度となります。令和7年9月

末まで（居住サポート住宅の認定制度の開始前）の期間に交付申請を行う場合は、令和7年10月以降に居住サポート住宅の認定を申請することを前提に、交付申請手続を可能とします。なお、補助金の完了報告までの間に、居住サポート住宅の認定を受けることが、補助金交付の条件となります。

### 3.（居住支援協議会向け）本事業の運用にあたっての連絡事項

本事業の補助を受け改修した住戸については、住宅確保要配慮者の入居を優先することを要件としております。具体的には、入居者は原則として住宅確保要配慮者とすること（ただし、「募集」開始後3ヶ月間入居者が決まらなかった場合には、住宅確保要配慮者以外の入居も可）とし、交付申請にあたって、要配慮者の入居を優先することを宣誓することが必要になります。

当該要件について、「募集」にあたっては、住宅確保要配慮者又は居住支援を行う者に情報が届くことが重要であるため、不動産ポータルサイト等への掲載に加えて、住宅が所在する地域の居住支援協議会（市区町村協議会が設立されている場合は市区町村協議会、設立されていない場合は都道府県協議会）に募集を開始した旨の情報提供を行うこととしております。

つきましては、本事業の補助を受けた事業者より各居住支援協議会に対して、補助を受け改修した住戸の募集状況等の情報提供があった際には、適宜ご活用ください。

以上

（問合せ先）

国土交通省住宅局安心居住推進課 荒川・西澤・佐藤

TEL：03-5253-8111（内線 39856・39855・39857）